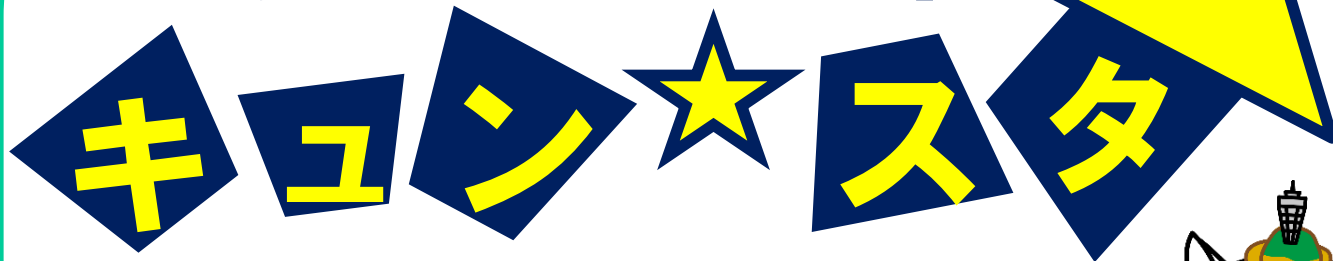


藤沢市中小企業融資

創業支援資金「キュンとするスタートアップ」



〔資金概要〕

貸付期間	運転 1年超5年以内（据置12か月以内） 設備 1年超7年以内（据置12か月以内） 運転・設備併用の場合は、1/2以上を占める資金の貸付期間内
貸付限度額	1,000万円（運転資金500万円以内）
貸付利率 （固定金利）	1.8%以内 ※藤沢市の特定創業支援等事業を受けた方については、1.6%以内 ※藤沢市の利子補給制度あり
対象者	開業前の個人（藤沢市に住民登録がある方） 開業後5年未満の中小企業者（藤沢市に本店登記がある事業者）等 ※NPO法人、医療法人等は除く
資金使途	藤沢市内で継続的な事業活動を新たに開始するための運転資金・設備資金 ※新規創業・新分野進出・事業転換・事業拡大等
返済方法	元金均等、割賦返済
担保及び保証人等	すべて信用保証協会の定めによる
信用保証料率 （創業関連保証）	0.8% ※特定創業支援等事業を受けた創業者の場合は、0.7% ※藤沢市の信用保証料補助制度あり
その他	藤沢市中小企業融資要綱の定めによる

〔藤沢市の補助制度〕

信用保証料補助制度：100%（上限20万円）

借入時に支払った保証料について、市へ申請すると、20万円まで補助が受けられます。

利子補給制度：年1.8%以内（全額）/2年間（女性、若者/シニア起業家は3年間）

返済時に支払った利子について、毎年、市へ申請すると、当初2～3年間は全額補助が受けられます。

※それぞれ市税の滞納がないこと等の要件があります。

※若者/シニア起業家・・・融資申請日時時点で35歳未満、55歳以上の方



〔申込方法〕

1. 創業支援資金「キュンとするスタートアップ」対象確認書（このパンフレットの裏面）及び該当する添付書類を作成・用意する。
2. 藤沢市中小企業金融のしおり「融資利用までの流れ」のとおり。

※（公財）湘南産業振興財団の受付窓口やホームページ、取扱金融機関の窓口等で配布しています。

－ ご利用を希望される方は【問い合わせ先・受付窓口】へお気軽にご相談ください －

【問い合わせ先・受付窓口】

公益財団法人 湘南産業振興財団 融資担当

〒251-0052 藤沢市藤沢607番地の1 藤沢商工会館2階

TEL (0466) 21-3813 (直通) FAX (0466) 24-4500

受付時間9:00～16:30（12:00～13:00除く、土日祝・年末年始除く）

ホームページ：<https://www.shonan.or.jp/yushi/>

※藤沢市では、融資受付業務を（公財）湘南産業振興財団に委託しています。



2022.4.1現在